

日本赤十字社が実施する事業に協力して献血をする場合の職務に専念する義務の免除扱いについて（概要）

平成15年3月28日
例規（務）第17号

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和29年人委規則第2号）第2条第12号の規定に基づく日本赤十字社が実施する事業に協力して職員が全血献血又は成分献血をする場合の職務に専念する義務の免除の取扱いに関し必要な事項を定めたもので、

職免の承認対象に関する事

職免の承認の時間に関する事

職免の承認の手續に関する事

などの項目からなっている。